

「日本円金利指標の適切な選択と利用等
に関する市中協議（第2回）」
取りまとめ報告書

2020年11月

日本円金利指標に関する検討委員会

目 次

1. はじめに	2
2. 市中協議の結果	2
(1) 概要	2
(2) 貸出のフォールバック	3
(3) 債券のフォールバック	5
(4) ターム物リスク・フリー・レートの頑健性向上に向けた取り組み	6
(5) まとめと今後の対応	7
3. その他	8
(1) 第2回市中協議文書公表以降の金利指標改革を巡る動向	8
(2) TIBOR を貸出のフォールバック・レートとする場合のスプレッド調整手法	9
BOX ターム物リスク・フリー・レート（確定値）の公表に向けて	12

1. はじめに

「日本円金利指標に関する検討委員会」（以下「検討委員会」）は、円LIBORを参照するキャッシュ商品におけるフォールバック時の具体的な取り扱い等に関する意見を幅広い関係者から募集するため、「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議（第2回）」（以下「第2回市中協議文書」）¹を公表し、2020年8月7日から9月30日まで意見を募集しました。本報告書では、第2回市中協議文書に対して寄せられた意見をもとに、市中協議の結果を報告しています。このほか、フォールバック・レートとしてTIBORを選択した際のスプレッド調整手法についての検討結果などを示しています。

2. 市中協議の結果

（1）概要

第2回市中協議文書の意見募集事項²について、金融機関・機関投資家・事業法人など、幅広い業種から意見が寄せられ（図表2-1）、検討委員会が示した推奨内容が概ね支持される結果となりました。

（図表2-1）回答状況³

合計	銀行等	証券	機関投資家	事業法人	その他
35先	8先	12先	4先	9先	2先

以下では、寄せられた意見について、意見募集事項別に結果を整理するとともに、まとめと今後の対応について記述します。

¹ 第2回市中協議文書および意見募集事項については、下記リンク先を参照ください。

https://www.boj.or.jp/paym/market/jpy_cmte/cmt200807b.pdf

² 意見募集事項の内容については、前掲脚注1のリンクを参照ください。

³ 業界団体からの回答については、傘下の会員数にかかわらず、当該団体の構成企業の業種に応じて、1先として集計しています。構成企業の業種が複数にまたがる団体は、「その他」に区分しています。なお、上記は、一部の意見募集事項について未回答の先も含まれます。

(2) 貸出のフォールバック

第2回市中協議文書では、貸出における円 LIBOR からのフォールバック時の (i) フォールバック・レートおよび (ii) スプレッド調整手法について、以下の検討結果を採用することを検討委員会として推奨しました^{4,5}。

(i) フォールバック・レート

貸出のフォールバック・レートは、以下のウォーターフォール構造とすること。

第1順位	ターム物リスク・フリー・レート
第2順位	0/N RFR 複利 (後決め)
第3順位	貸付人が、〔関連監督当局等による推奨内容又は市場慣行を適切に考慮したうえで〕 適当と認め、借入人に通知するレート

市中協議の結果、検討委員会の上記推奨内容に賛同する先が大多数を占めました (図表2-2)。一方で、反対した先からは、①第3順位について、公平性の観点から、貸付人と借入人の双方の合意を前提とするべきとの意見⁶、②現行の事務・システムとの親和性の観点等から、TIBOR をウォーターフォール構造に含むべきであるとの意見が寄せられたほか、③指標算出の透明性の観点から、0/N RFR 複利 (後決め) を第1順位とするべきとの意見もみられました。なお、賛同した先からも、ターム物リスク・フリー・レートの頑健性向上に向けた取り組みの重要性を指摘する意見や、0/N RFR 複利 (後決め) への対応に伴う負担を懸念する意見が寄せられました。

(図表2-2) 貸出のフォールバック・レートに対する賛否

賛	否
27 先	3 先 (事業法人 2 先、銀行等 1 先)

⁴ 詳細は、第2回市中協議文書2. (1) (p. 6～) を参照ください。

⁵ ここで推奨する内容は、主として一般的な貸出取引を念頭に、検討委員会で最も支持を得たものであり、当事者間の合意により、これと異なる内容 (例えば、TIBOR や 0/N RFR 単純平均 (後決め) を含むウォーターフォール構造や単一のフォールバック・レートを選択することなど) の契約を締結することを妨げるものではありません。実際の取引への適用にあたっては、商品特性や当事者の事務体制等を含むフィージビリティ等を考慮する必要があります。なお、TIBOR をフォールバック・レートとする場合のスプレッド調整手法に関して指摘された課題や留意事項については、後述の「3. (2) TIBOR を貸出のフォールバック・レートとする場合のスプレッド調整手法」を参照ください。

⁶ 上記推奨内容は、第3順位のフォールバック・レートの決定にあたって、借入人に異議権を与えることを妨げるものではありません。もっとも、その場合、ウォーターフォール構造の最後まで至ってもフォールバック・レートが決定されないリスクがある点には留意が必要です。

(ii) スプレッド調整手法

貸出のスプレッド調整手法については、以下のとおりとすること※。

トリガー	公表停止トリガーおよび公表停止前トリガー
スプレッド調整手法	過去5年中央値アプローチ
公示スプレッド	Bloomberg が公示するスプレッド
ターム物リスク・フリー・レート の過去データ補完	0/N RFR 複利（後決め）のデータで代替
スプレッド調整の移行期間	設定不要

(※) フォールバック・レートとして0/N RFR 複利（後決め）を参照する場合のほか、ターム物リスク・フリー・レートを参照する場合についても共通の扱いです。

貸出のスプレッド調整手法については、ほとんどの先が、通貨間の整合性や ISDA⁷ マスター契約に準拠するデリバティブ（以下「ISDA デリバティブ」）との平仄、実務上の煩雑さを回避する観点から、検討委員会の推奨内容に賛同しました。なお、反対した先からは、過去の平均的な市場実績と将来の市況に関する市場予想の乖離がもたらしうる価値の移転を防ぐ観点から、フォワード・アプローチ⁸を支持する意見が寄せられました（図表2-3）。

(図表2-3) 貸出のスプレッド調整手法に対する賛否

賛	否
29 先	1 先 (事業法人)

⁷ International Swaps and Derivatives Association (国際スワップ・デリバティブズ協会)の略です。

⁸ 「フォワード・アプローチ」の詳細は、「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議」（以下「第1回市中協議文書」）2. (3) (i) a. (p.25)を参照ください。

https://www.boj.or.jp/paym/market/jpy_cmte/data/cmt190702b.pdf

(3) 債券のフォールバック

第2回市中協議文書では、債券における円 LIBOR からのフォールバック時の (i) フォールバック・レートおよび (ii) スプレッド調整手法について、以下の検討結果を採用することを検討委員会として推奨しました^{9,10}。

(i) フォールバック・レート

債券のフォールバック・レートは、以下のウォーターフォール構造とすること。

第1順位	ターム物リスク・フリー・レート
第2順位	0/N RFR 複利（後決め）
第3順位	当局関連委員会 [*] により推奨された指標
第4順位	代替されるべき指標のフォールバック・レートとして ISDA 定義集が定めるもの
第5順位	発行体等が選定する指標

(※) 「中央銀行ないし関連監督当局が推奨ないし事務局を務める委員会」を指します。

債券のフォールバック・レートについては、ほとんどの先が、現行の事務・システムとの親和性や海外検討体での検討との平仄の観点から、検討委員会の推奨内容に賛同しました。一方で、反対した先からは、指標算出の透明性の観点から、0/N RFR 複利（後決め）を第1順位とする意見が寄せられました。なお、貸出の場合と同様に、賛同した先から、ターム物リスク・フリー・レートの頑健性向上に向けた取り組みの重要性を指摘する意見や、0/N RFR 複利（後決め）への対応に伴う負担を懸念する意見が寄せられました（図表2-4）。

(図表2-4) 債券のフォールバック・レートに対する賛否

賛	否
30 先	1 先 (事業法人)

⁹ 詳細は、第2回市中協議文書2.(2)(p.10～)を参照ください。

¹⁰ ここで推奨する内容は、主として、プレーンな変動利付債を想定したものであり、証券化商品や仕組債などでは商品特性に応じた内容を定めることが合理的であるケースも想定されます。また、もとよりプレーンな変動利付債を含め、当事者間の合意により、これと異なる内容の契約を締結することを妨げるものではありません。実際の取引への適用にあたっては、商品特性や当事者の事務体制等を含むフィージビリティを考慮する必要があります。

(ii) スプレッド調整手法

貸出のスプレッド調整と同じ手法とすること。

債券のスプレッド調整手法については、ほとんどの先が、通貨間の整合性や ISDA デリバティブとの平仄、実務上の煩雑さを回避する観点から、検討委員会の推奨内容に賛同しました。なお、貸出の場合と同様に、反対した先からは、価値の移転を防ぐ観点から、フォワード・アプローチを支持する意見が寄せられました（図表 2-5）。

(図表 2-5) 債券のスプレッド調整手法に対する賛否

賛	否
30 先	1 先 (事業法人)

(4) ターム物リスク・フリー・レートの頑健性向上に向けた取り組み

第 2 回市中協議文書において、検討委員会では、ターム物リスク・フリー・レートの頑健性向上に向けて、その裏付け取引である日本円 OIS 取引の活性化に向けた取り組みが重要と整理しました。日本円 OIS 取引を活性化するうえで、市場参加者が取り組むべき課題等について、主として以下のような意見が寄せられました。

(i) 0/N RFR 複利（後決め）を参照するキャッシュ商品の増加

OIS 取引はキャッシュ商品のヘッジ手段としての利用が想定されるため、0/N RFR 複利（後決め）を参照するキャッシュ商品を増加させることが、ヘッジニーズの拡大を通じて OIS 取引の活性化につながるとの意見が寄せられました。これに関連し、0/N RFR 複利（後決め）を参照するキャッシュ商品の取引に向けた事務・システム面での更なる対応や、それをふまえたテストトレードの必要性を指摘する意見がありました。

(ii) 市場参加者による OIS 取引の積極化

金融機関や事業法人を含めたより多くの市場参加者が、OIS 取引を行うための態勢整備をまずは進めるべきとの意見もみられました。

具体的には、金融機関（セルサイド）への期待として、事業法人等を含む幅広い顧客に対して、LIBOR スワップの代替取引としての OIS 取引を積極的に提案すべきとの意見がありました。

一方で、顧客たる事業法人（バイサイド）の取り組みにも期待する意見がありました。すなわち、マーケットメイカーたるディーラーが気配値を呈示するだけでは、OIS 市場の活性化には限界があるため、事業法人等を含む幅広い市場参加者が OIS 市場に積極的に参加すべきとの意見がありました。この点、市場慣行の更なる整備などといった面で公的なサポートを求める意見もみられました。

（iii）気配値を呈示し易い環境の整備

OIS 取引の気配値を呈示するディーラーの環境整備に対する意見もみられました。具体的には、①ディーラーの呈示する気配値がターム物リスク・フリー・レートの水準に影響を与えうることから、その運営機関となることが想定される株式会社 QUICK を中心にガバナンス体制を整備し¹¹、ターム物リスク・フリー・レート算出の透明性を確保していくこと、②OIS 取引とターム物リスク・フリー・レートを参照する取引の双方を行う場合などには、利益相反が潜在的に生じうること等から、金融監督当局が指針等によってディーラーの責任範囲を明確化することを要望する意見が寄せられました。

（5）まとめと今後の対応

このように、意見募集に対する回答結果は、第2回市中協議文書での推奨内容を概ね支持するものとなっています。さらに、事業法人をはじめとした幅広い業種から回答が得られています。

今後は、金融機関・事業法人等においては、本報告書の内容を参考にしつつ、「LIBOR の恒久的な公表停止に備えた本邦での移行計画¹²」に沿った対応を進めていくことが求められます。

検討委員会としても、引き続き、こうした対応の進捗状況について点検するとともに、日本円 OIS 取引の活性化に向けた取り組みを含め、ターム物リスク・フリー・レートの頑健性向上等の市場全体の取り組みをサポートしていきます。

¹¹ 株式会社 QUICK のガバナンス体制の整備を含む、ターム物リスク・フリー・レート（確定値）の公表に向けた進捗状況については、BOX を参照ください。

¹² 第2回市中協議文書の図表2-8（p.16）を参照ください。

3. その他

(1) 第2回市中協議文書公表以降の金利指標改革を巡る動向

第2回市中協議文書の公表(2020年8月7日)から足もとまでの金利指標改革を巡る動向として、国内では、企業会計基準委員会(ASBJ)が、2020年9月に実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を公表しました¹³。また、日本ローン債権市場協会(JSLA)が、2020年10月に、「シンジケートローンのフォールバック条項の参考例(サンプル)」を公表しました¹⁴。

国際的な動向としては、英国において、2020年9月に、ローン市場におけるSONIA複利(後決め)の利用に関するコンベンションが公表されたほか¹⁵、2020年10月には、英国金融行為規制機構(以下「FCA」)の権限を強化する英国ベンチマーク規制を改正するための法案が提出されました¹⁶。2020年11月には、ICE Benchmark Administration(IBA)が、英ポンドLIBOR、スイスフランLIBOR、ユーロLIBOR、円LIBORの恒久的な公表停止にかかる市中協議を開始する予定である旨のプレス・リリースを公表しました¹⁷。これに関連して、FCAは、上記法案の成立を前提に、FCAによる今後の権限行使の方針に関する市中協議を開始しました¹⁸。米国においては、2020年8月に、相対貸出におけるフォールバック条項の推奨文言の改訂版が公表されました¹⁹。2020年10月には、LIBORの恒久的な公表停止時に、契約上の参照金利を「法定の代替金利」に移行させることを目的としたニューヨーク州法の改正案が提出されています²⁰。また、国際会計基準審議会(IASB)が、金利指標置換時の論点に対応するフェーズ2について、2020年8月に最終基準を公表しました²¹。さらには、ISDAが、2020年10月に、2006年版ISDA定義集を改訂するためのIBORフォールバック・サプルメ

¹³ https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2020/2020-0929.html

¹⁴ <https://www.jsla.org/ud0401.php>

¹⁵ <https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/markets/benchmarks/rfr/statement-on-behalf-of-rfrwg-recommendations-for-sonia-loan-market-conventions.pdf?la=en&hash=074583D7080993CE84B6A381B554BEFD6594C076>

¹⁶ <https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/58-01/0200/200200.pdf>

¹⁷ <https://ir.theice.com/press/news-details/2020/ICE-Benchmark-Administration-to-Consult-On-Its-Intention-to-Cease-the-Publication-of-GBP-EUR-CHF-and-JPY-LIBOR/default.aspx>

¹⁸ <https://www.fca.org.uk/news/statements/fca-consults-on-new-benchmark-powers>

¹⁹ <https://www.newyorkfed.org/medialibrary/Microsites/arrc/files/2020/ARRC-Updated-Hardwired-Fallback-Language-Bilateral-Business-Loans.pdf>

²⁰ <https://www.nysenate.gov/newsroom/press-releases/kevin-thomas/senator-kevin-thomas-introduces-bill-protect-businesses-and>

²¹ <https://www.ifrs.org/news-and-events/2020/08/iasb-completes-response-to-ibor-reform/>

ントと、その効力発生前に締結された契約にも定義集改訂を導入するための IBOR フォールバック・プロトコルを公表しました²²。金融安定理事会（FSB）は、プロトコルについて、広範かつ適時の批准を推奨するとのプレス・リリースを公表しています²³。

（２）TIBOR を貸出のフォールバック・レートとする場合のスプレッド調整手法

第２回市中協議文書においては、貸出のフォールバック・レートとして TIBOR を選択した際のスプレッド調整手法について、「過去５年中央値アプローチ」を選択した場合、当該手法により計測されるスプレッドと、デリバティブ市場²⁴から計測されるスプレッドとの間に差が生じること等が、重要な論点として指摘されました²⁵。

貸出サブグループでの継続的な検討の結果、フォールバック・レートとして TIBOR を選択した場合の調整スプレッドを「過去５年中央値アプローチ」で算出する場合²⁶、経済的価値の観点からの課題が改めて指摘されました。このため、検討委員会に対し、フォールバック・レートとして TIBOR を選択した場合のスプレッド調整手法について、推奨を提案することを見送ることとされました。

もともと、フォールバック・レートとしての TIBOR の利用ニーズや、現行の事務・システムとの親和性および当事者の体制整備への配慮の観点等を特に重視する主体における選択肢を確保する観点から、貸出サブグループにおける検討結果を次のとおり公表することとしました。

²² <https://www.isda.org/2020/10/23/isda-launches-ibor-fallbacks-supplement-and-protocol/>

上記公表などをふまえ、本報告書において、第２回市中協議文書の図表２－８「LIBOR の恒久的な公表停止に備えた本邦での移行計画」を別紙１のとおりアップデートしています。

²³ https://www.boj.or.jp/announcements/release_2020/data/rel201012c.pdf

²⁴ 例えば、LIBOR と TIBOR を交換するベシススワップ市場が考えられます。

²⁵ グローバルには、リスク・フリー・レートをベースとした後継金利へのフォールバックを念頭に検討が進められており、銀行間金利（IBORs）へのフォールバックにおいては、固有の論点が生じることには留意する必要があります。

²⁶ 貸出サブグループでは、スプレッド調整手法として「フォワード・アプローチ」も検討しましたが、海外における検討状況や計算手法の複雑さ、将来的な不確実性などを理由に、十分な支持が得られませんでした。ただし、当事者合意により、「フォワード・アプローチ」を利用することは当然に妨げられるものではありません。なお、「フォワード・アプローチ」を支持するメンバーからは、英国検討体における事前移行の検討等を参考に同アプローチの利用を提言する意見が聞かれました。

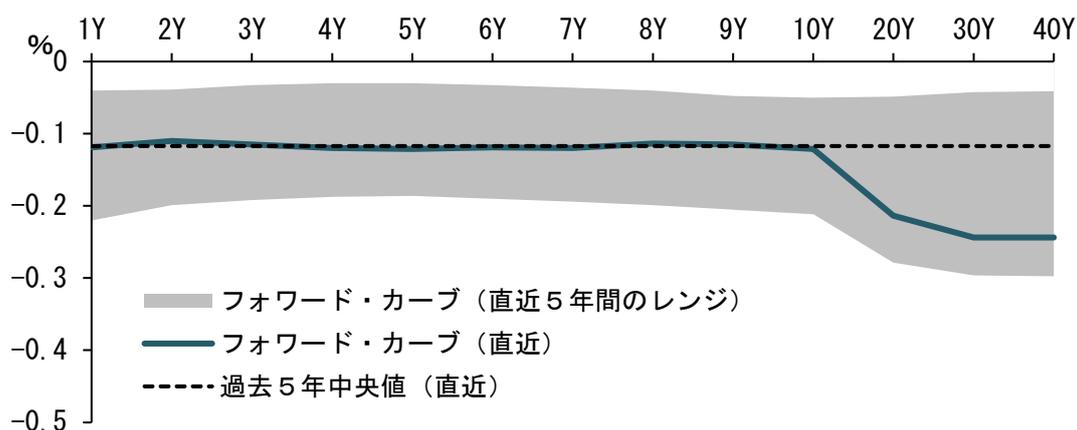
(i) 経済的価値の観点からの課題

以下の点をふまえ、TIBOR のスプレッド調整方法として「過去5年中央値アプローチ」を利用した場合、価値の移転が最小化されるとは限らないとの結論に至りました。

a. 「過去5年中央値アプローチ」にもとづく値とフォワード・カーブとの差異

「過去5年中央値アプローチ」から得られるスプレッドとデリバティブ市場²⁷から得られるフォワード・カーブとの差異をみると、直近の相場状況にもとづく値と、年限が短いもので、上下概ね 10 ベーシス・ポイント弱の差が生じる可能性があり、年限が長くなるほど、両者の差異は大きくなります（図表 3-1）。

(図表 3-1) LIBOR と TIBOR のスプレッドにおける
過去5年中央値とフォワード・カーブの差異



(注) 直近は2020年6月末。

フォワード・カーブは、ベシススワップ市場におけるミッドの値を利用しています。

フォワード・カーブ (直近5年間のレンジ) は、各年限における直近5年間の最大値、最小値の幅 (レンジ) を示したものです。

過去5年中央値 (固定値) は、フォワード・カーブとの比較のため、直近の値を示したものです。

(出所) Bloomberg

b. ヘッジ取引におけるコスト

現時点もしくは将来的に、金利ヘッジ等を目的としたデリバティブ取引のニーズがある借入人は、ヘッジ対象である貸出について「過去5年中央値アプローチ」を利用して TIBOR へフォールバックした場合、そのヘッジ手段であるデリバティブ取引が市場実勢にもとづいてプライシングされる可能性に留意する必要があります。経済的な

²⁷ 前掲脚注 24 を参照ください。

ヘッジ関係を重視し、デリバティブ取引のプライシングを「TIBOR+過去5年中央値」に合わせる場合、その追加的なコストを借入人・貸付人いずれかの主体が負担する必要があると考えられます。

(ii) 借入人・貸付人双方が理解・確認すべき事項の具体例

TIBOR のスプレッド調整手法として「過去5年中央値アプローチ」を利用する際に、(i) で記述した課題について、貸付人が借入人に対して十分な説明を行わない場合、コンダクトリスクが生じうると考えられます。この点に関し、借入人・貸付人双方が理解・確認すべき具体例を、別紙2のとおり整理しました。

(iii) 算出方法（メソドロジー）

「過去5年中央値アプローチ」により算出されるスプレッド調整値の公示主体を設けることは現実的に難しい一方、算出したスプレッド調整値が契約当事者ごとに異なるといった状況を回避し、フォールバック・レートとして TIBOR を利用する場合の最低限の利用環境を整える必要があります²⁸。こうした観点から、算出方法（メソドロジー）の検討・公表が必要と整理されました²⁹。

以 上

²⁸ 公示主体の選定については、公示主体となるメリットに乏しいことや、TIBOR のスプレッド調整手法について推奨が行われないこと等をふまえ、見送ることとしました。

²⁹ 貸出サブグループにおいて整理した算出方法（メソドロジー）の一例については、下記リンク先を参照ください。

https://www.boj.or.jp/paym/market/jpy_cmt/cmt201130a.pdf

BOX ターム物リスク・フリー・レート（確定値）の公表に向けて

株式会社QUICK（以下「QUICK社」）では、2020年10月9日より、ターム物リスク・フリー・レートの参考値³⁰の日次公表を開始しました。このように、QUICK社では、「ターム物リスク・フリー・レート（確定値）の公表に向けたロードマップ」³¹に沿って、計画どおりに確定値公表に向けた準備作業を進めており、金融監督当局との具体的な意見交換も開始しています。以下では、検討委員会第15回会合以降のQUICK社における準備作業の進捗状況を記述します。

① ガバナンス体制構築

QUICK社では、業務規程の策定をはじめとした社内体制の構築のほか、ブローカーへのガバナンス体制の構築に向けて、具体的な検討に着手しました。また、特定金融指標・特定金融指標算出者として指定された場合に受けなければならない業務規程の認可に向けて、金融監督当局とも意見交換を行うなど、所要の対応を進めています。QUICK社では、引き続き、上記の検討・対応を進めていくほか、外部監査委員会の設置に向けた対応や、行動規範の策定に向けたブローカー各社との調整等、関係者とも連携しつつ、頑健なガバナンス体制の構築を進めていく予定です。

② 算出方法の精緻化・透明性向上

QUICK社では、Indicativeデータの利用縮小に向けたルールを定量的に検討してきました。その結果、2020年11月中を目途に算出方法を変更し、第1～5階層のデータ³²が観測された場合には、Indicativeデータを利用しないこととしました。なお、第1～5階層のデータが観測されない場合には、少なくとも参考値の段階では、Indicativeデータの利用を継続する予定です。この点については、確定値公表に向けて、日本円OIS市場の流動性もふまえつつ、引き続き検討していきます。

ターム物RFR金利タスクフォースでは、遅くとも2021年半ばまでを目標としている確定値の公表につき、可能な限り前倒しを目指して、QUICK社の取り組みを引き続きサポートしていく予定です。

³⁰ <https://moneyworld.jp/page/qtrf001.html>

³¹ 第2回市中協議文書の別紙2-bを参照ください。

³² 詳細は、第1回市中協議文書の別紙2-c<補足>を参照ください。

**(別紙2) TIBORの спреッド調整手法として「過去5年中央値アプローチ」を利用する場合において
借入人・貸付人双方が理解・確認すべき事項の具体例³³**

- ▶ TIBORは、検討委員会として推奨する貸出のフォールバック・レートのウォーターフォール構造には含まれていないが、当事者合意により、TIBORをフォールバック・レートとして選択することは当然に妨げられるものではない。そうしたもとで、フォールバック・レートとしてTIBORを選択した際のスプレッド調整方法に、「過去5年中央値アプローチ」を利用する場合、少なくとも以下の点について、貸付人が借入人に対して十分な説明を行わないとコンダクトリスクが生じうる。この点に関し、借入人・貸付人双方が理解・確認すべき事項の具体例は以下のとおり。
- ・ スプレッド調整値の計算にあたって「過去5年中央値アプローチ」により得られる値と「市場実勢を映じるフォワード・カーブ」には差が生じうる。特に、直近の相場状況にもとづく、年限が長くなるほど、過去5年中央値アプローチとフォワード・カーブの差が大きくなる（借入人に不利になる）可能性がある。このため、貸出（特に残存年限が長いもの）にTIBORをフォールバック・レートとするフォールバック条項を導入する場合には、こうしたリスクについて、借入人・貸付人双方が理解し、確認する必要がある。
 - ・ 現時点もしくは将来的に、借入人に金利ヘッジ等を目的としたデリバティブ取引のニーズがあるケースでは、貸出について「過去5年中央値アプローチ」を利用してTIBORへフォールバックした場合であっても、デリバティブ取引では市場実勢にもとづくプライシング（例：TIBOR+「市場実勢にもとづくスプレッド調整」等）でフォールバックがなされる可能性があることや、一方で、貸出・デリバティブ取引双方のプライシングを「過去5年中央値アプローチ」に合わせる場合には、その追加的なコストを借入人・貸付人いずれかの主体が負担する必要があることを借入人・貸付人双方が理解し、確認する必要がある。
 - また、貸出およびデリバティブ取引には会計処理の相違がある。特に、TIBORをフォールバック・レートとして利用することを検討する場合、上記の留意事項とともに、貸付人は借入人に対して、予め会計基準について確認するよう勧めるなど、業務範囲のなかで適切な案内を行ったうえで、価値移転（LIBORとフォールバック・レートの差、LIBORと後継金利の差など）に関する議論や契約交渉を行う必要がある。
 - ・ フォールバック・レートとしてTIBORを選択する場合のスプレッド調整値の公示主体は、検討委員会において選定されていない。スプレッド調整値については、貸出サブグループにおいて整理したメソドロジーなどにもとづき、当事者間の合意により決定することを、借入人・貸付人双方が理解し、確認する必要がある。

³³ これ以外の事項について、当事者間で追加的に理解・確認することを妨げるものではありません。